

『「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」の実現に向けて
－ I T 革命を起爆剤とした躍動の 10 年へ－』のポイント

本報告は、「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」（平成 11 年 7 月に閣議決定した 2010 年頃までの経済運営指針、以下「あるべき姿」）の進捗状況と今後の課題をまとめたもの。

第 1 部では、「あるべき姿」の実現に向けた当面（3 年間程度）の戦略的政策課題を、第 2 部では、「あるべき姿」で示された政策の推進状況と今後の課題を記述。

○第 1 部：「あるべき姿」の実現に向けた当面の戦略的政策課題
－ I T 革命を起爆剤とした躍動の 10 年へ －
経済新生の実現に向けた、3 つの当面の重要政策課題。

1. I T 革命を起爆剤とした新しい経済発展
2. 静脈産業の発展を通じた効率的な循環型経済社会の構築
3. 安心でき活力ある高齢社会の構築

○第 2 部：「あるべき姿」の推進状況と今後の課題

1. 多様な知恵の社会の形成
2. 少子高齢社会・人口減少社会への備え
3. 環境との調和
4. 世界秩序への取り組み
5. 政府の役割

第1部：「あるべき姿」の実現に向けた当面の戦略的政策課題

－ I T 革命を起爆剤とした躍動の10年へ －

(基本的なメッセージ)

これまでの官民をあげた構造改革の努力と財政金融面からの大胆な総需要政策の効果もあって、景気が緩やかな改善傾向を続けている。こうした中で、最近、I T 革命の始動等21世紀初頭における日本経済の新しい発展へとつながる重要な動きがみられる。いわゆる「三つの過剰」や公債残高の増大など経済には依然として様々な不安材料が残されているものの、この機を捉えて、これらの動きを本格化し、定着化させるための政策を実行することにより、現在の景気の回復傾向を経済新生の新しい発展軌道へとつなげていくことが可能。

以上の認識に立って、時機を逸することなく、当面、次の政策課題に戦略的に取り組むことが必要：

1. I T 革命を起爆剤とした新しい経済発展
2. 静脈産業の発展を通じた効率的な循環型経済社会の構築
3. 安心でき活力ある高齢社会の構築

1. I T 革命を起爆剤とした新しい経済発展

I T 革命の推進を政府における当面の最重要の戦略的課題として位置付け、これを起爆剤として我が国経済に再びダイナミズムを取り戻し、新しい経済発展の展望を確固たるものにしていくことが必要。

(1) I T 革命推進に当たっての基本的考え方

I T 革命の推進に当たって、政府としては、以下のような基本的考え方に基づいて政策を実行していく必要がある：

- ① スピードの重視
- ② 民主導の変革
- ③ 新しいネットワーク社会への対応

(2) I T 革命を起爆剤とした新しい経済発展を実現するための方策

I T 革命が経済社会にダイナミズムと創造性をもたらし、新しい経済発展の実現に向けてその効果が最大限に活かされるためには、情報通信の高度化等I

Tに直接関係する範囲を越えて、企業経営のあり方、労働、雇用のあり方、さらには、市場の枠組を形成する法制度のあり方までも含む経済社会の幅広い分野における変革が必要。こうした観点に立って重要政策課題を統一的に位置付けた上で、以下の方向に沿って重点的取り組みをすすめていくことが重要。その際、デジタルデバイドや雇用のミスマッチ等I T革命に伴い懸念される側面に対しても適切な対応が求められる。

①予算・人員の重点配分と既存のネットワーク基盤の有効活用

- ・重要政策課題への予算・人員の重点配分
- ・公的部門において整備されてきた光ファイバー網等の大容量通信手段の民間への開放等

②ネットワーク社会における経済取引に対応した新たな市場の枠組みの構築

ネットワークの高速・大容量化と低廉・定額化、モバイルの積極的活用、放送のデジタル化、通信と放送の融合等による情報通信ネットワークの高質化を推進するとともに、早急に新たな市場の枠組みを構築することが重要：

- 1) ネットワーク取引に対応した制度の整備
- 2) 安全・危機管理対策の強化

③我が国をグローバルなI T革命の中心に位置付けるための方策への積極的取り組み

I T革命時代において国際競争力を確保していくためには、日本を常にグローバルなI T革命の中心に置いておくことが必要。そのため、1) 技術・システム開発の推進、2) 世界の情報ビジネス、ネットビジネスが日本に立地するような環境の整備、3) インターネットのグローバルガバナンスへの貢献、4) 欧米のみならずアジア諸国とも協調した標準化活動の推進に取り組んでいくことが重要。

④I T革命の成果を最大限に生かすための物流のスピード化の促進

- ・物流システムの標準化・シームレス化・ペーパーレス化の促進
- ・I Tを活用した物流の効率性の向上

⑤I T革命時代の変革とスピードに対応できる経済社会システムの構築

- 1) 企業活動面での変革へのサポート
 - ・企業経営、組織の変革を支える事業環境の整備
 - ・変革の主体となるベンチャー等へのサポート

- 2) 労働市場の機能強化と労働者の能力開発への支援
- 3) 教育におけるグローバルリテラシーの確保

2. 「静脈産業」の発展を通じた効率的な循環型経済社会の構築

(1) 基本的考え方

現在の大量生産—大量消費—大量廃棄の経済行動がそのまま推移すれば、近い将来において最終処分場の制約から持続的な経済成長が困難となることも想定される。こうした事態を回避し、環境と調和を保ちながら長期的な経済成長を達成するためには、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルを基礎とした循環型経済社会を実現することが緊急の課題。最近、「循環型社会形成推進基本法」の制定等関連法制の整備をはじめ本格的な取組みが始まっているが、この機会を捉えて取組みを強化し、市場競争を通じて静脈産業を育成することにより、効率的な循環型経済社会の構築を進めていくことが必要。

(2) 静脈産業発展のための課題と方策

①循環資源に係る適正な市場の形成

不法投棄をはじめとする不適正な処理を行う業者が、不当な処理価格により選択されて、優れた技術を有し適正な処理を行う業者が結果として市場から排除されるという逆選択が生じないようにすることが基本的な課題。そのため、取引当事者が相互に説明を強化し、それぞれの責任を果たすとともに、違法行為の監視及び抑止を徹底することが重要。また、産業廃棄物の最終処分場の確保等に関しては、必要に応じて、公共の関与が求められる。

②静脈産業の飛躍的な生産性向上

静脈産業の生産性向上を実現する上では、1) 最適な物質循環の範囲、既存の動脈産業基盤や都市・商機能との関係等を考慮した広域的な観点からの産業立地、施設配置と産業基盤整備、2) 新規参入の促進や廃棄物中継施設の効率性向上等を通じた効率的な静脈物流の形成、3) 事業者間の連携や統合による経営基盤強化への支援等の取組みが非常に重要。

以上に加えて、1) あらかじめ廃棄物になった場合の処理工程を考慮した製品等の設計・製造、2) 廃棄物が中間処理のプラント等に効率的な形で投入されるような効率的な収集、3) 再生された部品及び素材がそれを使用し

た製品の製造者に戻るというクローズド・マテリアル・リサイクル等の推進が重要。

③その他の重要方策

- ・市場のグリーン化
- ・I Tの活用
- ・循環資源に係るデータの整備等

なお、静脈産業が効率的に機能し、資源が円滑に循環するためには、多くの課題を解決していかなければならず、それぞれのシステムの実施後も、関係者による評価を行い、問題があればシステムを迅速に修正していくことが必要。

3. 安心でき活力ある高齢社会の構築

(基本認識)

本年4月からスタートした介護保険制度は、これからの高齢社会における「安心」の大きな柱を提供するもの。さらに高齢社会の安心を確保していくためには、介護に加え、年金、医療等総合的な社会保障の面でこれからの人口の動態に対応できる、安心でき効率的な制度としていくことが必要。また、高齢社会を活力あるものとしていくためには、これまで潜在的な能力を十分に生かせる環境が整備されていなかった高齢者と女性が意欲と能力に応じて働き、社会参加できるようなシステムを構築することが重要。これから数年のうちに労働力人口が減少に転じることになるが、そうなる前に、介護保険制度のスタートを契機として、安心でき活力ある高齢社会の基礎を早急に固めることが肝要。

I. 安心でき、かつ効率的な社会保障制度の構築に向けた総合的検討

今般、国民年金法等の改正が行われたところであるが、引き続き、年金制度に関する諸問題を含め社会保障制度が将来にわたり安定した効率的なものとなるよう、年金、医療、介護などを総合的にとらえて検討を行い、国民にとって安心と納得のできるシステムを早急に確立していくことが必要。

II. 介護保険制度の定着と介護ビジネスの推進

(1) 基本的考え方

本年4月からスタートした介護保険制度は、市場を通じて、高齢者介護サービスを必要に応じて十分に受けられる仕組みを整えるもの。高齢者介護の核となるものは公的介護サービス（介護保険給付対象サービス）であり、早急にそのサービス提供体制の整備を進めることが重要。安心してサービスを受けられることを人々が確信するようになれば、将来への不安要因の減少につながり、現在の消費性向を引き上げる効果が期待される。また、公的介護サービスと呼び水として介護関連ビジネスが大きく成長し、新たな市場を形成していくものと期待される。

(2) 介護サービス市場整備の政策課題

サービスの評価結果における個人差が大きいこと、プライバシーの保護も課題となること、サービスの提供が第三者の目の届きにくい場所で行われることもあること、消費者保護の面からもサービスの適切な実施を確保する必要があること等の特性に十分留意し、介護サービス提供体制を整備することが重要。

①介護要員の確保

ホームヘルパーなどの良質な人材の確保が市場の整備を図る上で最も大きな課題。介護要員の養成課程の充実、適切な職員処遇の確保、保育サービスの提供・充実などの就労支援等の措置を積極的に講じる必要がある。

②利用者本位の仕組みの整備

ケアマネジャーの中立・公平性を確保しその機能を強化する他、弱い立場にある利用者が不利益を蒙ることなく、安心して介護サービスを利用できる環境を作り上げるため、早急に以下の仕組みを確立することが必要：

- ア．利用者の選択に資するような情報提供や介護サービスを公平に評価する仕組み
- イ．利用者の苦情等に適切に対応し、事業者に対し適切な対処を促す仕組み等

③新規参入促進のための事業者への支援

サービス提供体制の確保のために、早急に民間事業者の新規参入を促進する必要がある、新規参入する上で参考になる情報の提供、公的機関による資金的支援、新規参入希望者に対する相談援助等の支援措置を積極的に講じることが重要。

III. 少子高齢・人口減少社会における高齢者と女性の能力発揮システムの構築

(1) 基本的考え方

これからの我が国経済社会においては、年齢・性別にかかわらず個人が意欲と能力に応じて社会に参画していく条件を整備していくことが重要。このことは、結果的には総人口の中で働く人の割合を高めることになり、高齢化のもたらす我が国経済への負担の軽減に資する。

(2) 能力発揮システムの構築に向けての方策

①年齢にとらわれない高齢者の能力発揮

- ・ 高齢者の作業適性に関する調査をすすめ、高齢者に適した雇用・就業機会、作業・勤務形態を提供
- ・ 高齢者の起業・創業の支援、高齢者が活動しやすい街づくりの推進等

②エンプロイアビリティの向上と労働移動しやすい労働市場の整備

- 1) ミスマッチの解消に資する情報提供機能の強化
 - 2) 労働者の能力開発支援の拡充
 - 3) 個人の能力が適正に評価されるようなルールづくりを含めた労働市場の整備
- ・ 雇用に関する年齢差別禁止という考え方についての検討等

③男女共同参画の推進

- ・ 育児・介護休業の取得促進等
- ・ 男女雇用機会均等法の趣旨・目的の積極的な周知等

第2部：「あるべき姿」の推進状況と今後の課題

（基本的なメッセージ）

多様な知恵の時代への大きな潮流の変化の中で、「あるべき姿」の実現に向け、さまざまな取り組みが見られ、広範な分野での規制改革、循環型経済社会構築に向けた法制度整備、行政改革等、構造改革は着実に進展。ただし、急速な環境変化や将来を展望した場合、残された課題も依然多く、「あるべき姿」の実現に向けて、引き続き残された政策課題に取り組んでいくことが重要。

「あるべき姿」で示された政策方針について、引き続き取り組むべき主な課題は以下のとおり。

1. 多様な知恵の社会の形成

（1）市場と事業環境の整備

①透明で公正な市場と消費者主権の確立

規制改革の推進、司法制度改革

②魅力ある事業環境の整備

コーポレート・ガバナンス、円滑な創業・起業の環境整備

③個人がより自由に選択したり挑戦できる環境の整備

雇用労働分野における法制度等の適切な運用

（2）多様な人材の育成と科学技術の振興

①教育の充実

特色ある教育の推進、教育の情報化

②外国人労働者の受入れによる多様性と活力の確保

専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れ推進

③科学技術の振興

科学技術創造立国に向けた新科学技術基本計画の策定

（3）多様な知恵の社会における地域経済と社会資本

「小さな大都市」構想の推進、独自の産業・文化を持つ地域づくり、電子政府の実現、スマートインフラ等の社会資本整備

（4）首都機能移転の検討

国会等移転審議会答申を踏まえ、国会を中心に検討

2. 少子高齢社会・人口減少社会への備え

- (1) 安心でき、かつ効率的な社会保障
年金、医療、介護等、社会保障制度を総合的に検討
- (2) 年齢にとらわれない経済社会
年齢差別禁止という考え方について検討
- (3) リカレント型のライフコース
生涯学習環境の整備
- (4) 少子高齢社会における街づくり
「歩いて暮らせる街づくり」の推進、公共施設のバリアフリー化、交通円滑化対策
- (5) 少子化への対応
新エンゼルプランの着実な実施

3. 環境との調和

- (1) 循環型経済社会の構築
循環資源に係る適正な市場の整備、静脈産業の形成
- (2) 地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応
京都議定書の早期発効、新エネルギー等の開発・導入
- (3) 環境にやさしい安全な持続的発展を支える社会資本
道路、河川、港湾等の環境の整備。国土保全事業、生活環境の保全

4. 世界秩序への取り組み

- (1) 世界経済のルールづくりへの取り組み
WTOにおける包括的なラウンド交渉の早期立上げ、安定的な国際通貨金融システムの確立

(2) アジア地域の中での役割

アジア域内の連携推進、円の国際化

(3) 「世界の知的活動拠点」の形成

魅力あるコンテンツの創出、世界への情報発信、知的交流の促進
インパクの推進

(4) 国際経済協力のあり方

21 世紀における国際経済協力の展望について検討

5. 政府の役割

(1) 行政の効率化と財政再建

政策評価の実施、P F I の推進等行政の効率化と透明性確保。財政再建については、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せた上で、総合的な検討を踏まえて抜本的に措置

(2) 地方の自立

地方の自己決定能力と自己責任を強化する観点から、地方税の充実確保の方途について検討。中長期的に市町村合併や地方分権の進展状況を踏まえ、府県合併、道州制等府県レベルの行政の広域化について幅広く検討